

○2号児 保育の必要性認定が切れた場合には・・・

- ・当面は、1号児としての継続利用（教育時間＋1号預かり保育時間）ができる猶予期間があります

猶予期間は認定の有効期限（居住の市町村により異なります）が切れてから3か月を経過した時点の翌学期の募集開始日の月末までです

- ・期間内に居住市町村より保育の必要性を再度認定されれば2号児として再度利用可能です
- ・期間内に再度認定がなければ、翌学期の欠員として2号児の募集を行い、合格者がいれば退園になります

○3号児 保育の必要性認定が切れた場合には・・・

- ・保育の必要性消滅時点で退園になります
- ・満3歳の誕生日を迎えているお子さんは、2号児の保育の必要性認定が切れた場合と同じです

○年度途中の2号3号児欠員募集について

- ・保育の必要性認定が切れたあと猶予期間を経て園児募集を行います
- ・学期ごとの募集時期は8月、12月、3月中旬予定です
- ・在園中の1号児が2号3号として受験を希望した場合は、受検可能です

○欠員募集の後

・園内合格者がいた場合

退園になりません。1号児として在園できます

・もともと1号園児に欠員があった場合

猶予期間は同じです。退園せず1号児として在園できます
翌学期の欠員として2号3号児募集を行います

・合格者がいなかった場合

退園せず、1号児として在園できます
保育の必要性が再認定されれば2号への復帰も可能です
在園の猶予期間が1学期間うしろ倒しになります